

利用者と株式会社 アイカワが運営するアイカワヘルパーステーションは、訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの利用について、次のとおり契約を締結します。

本契約は、介護保険法その他関係法令及びいわき市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨に基づいて取り扱います。

第1条 契約の目的

事業者は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護又は介護予防訪問介護相当サービスを提供します。

利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、本契約に基づき利用料その他必要な費用を支払います。

第2条 事業者

事業者名 株式会社 アイカワ

事業所名 アイカワヘルパーステーション

事業所番号 0770401172

住所 いわき市四倉町上仁井田東山 20

代表者氏名 会川 文雄

第3条 利用者及び家族等

利用者

氏名

住所

電話番号

家族又は代理人

氏名

続柄

住所

電話番号

事業者は、必要に応じて家族、代理人、介護支援専門員、地域包括支援センターその他関係機関と連携します。

第4条 契約期間

本契約の期間は、契約締結日から利用者の要介護認定、要支援認定又は事業対象者としての有効期間満了日までとします。

契約期間満了日までに利用者から契約を更新しない旨の申出がなく、引き続きサービス利用の要件を満たす場合は、本契約は更新されるものとします。

介護予防訪問介護相当サービスについて、いわき市は契約日や契約解除日に基づく取扱いを案内しています。

第5条 提供するサービス

事業者は、居宅サービス計画、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに基づき、次のサービスを提供

します。

訪問介護

身体介護

生活援助

通院等乗降介助

介護予防訪問介護相当サービス

自立支援を目的とした日常生活上の援助

見守りを含む支援

利用者ができることを活かす支援

介護予防訪問介護相当サービスは、いわき市の総合事業に位置付けられる第1号訪問事業です。

第6条 サービス内容の決定及び変更

サービスの具体的内容、提供日時、回数、担当職員その他必要事項は、居宅サービス計画等に基づいて定めます。

利用者の心身の状況、生活環境、家族状況等に変化が生じた場合は、利用者及び関係機関と協議のうえ、必要に応じてサービス内容を見直します。

事業者は、介護保険給付の対象となるサービスと対象外のサービスを区別し、保険外の費用が発生する場合は事前に説明します。

第7条 利用料

利用者は、サービス提供に対し、介護保険法その他関係法令及びいわき市の定めに基づく利用者負担額を支払います。

利用者負担額は、介護保険負担割合証に記載された1割、2割又は3割の割合に応じて決定します。

法令改正、介護報酬改定又はいわき市の総合事業単価の見直しがあった場合は、利用料を変更することがあります。

第8条 利用料の内訳

お支払いいただく料金の単価は、次のとおりです。

サービス内容	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護Ⅰ 事Ⅱ 30分	268円	536円	804円
生活援助Ⅲ 事Ⅱ 45分から60分	242円	484円	726円

サービス内容	1 割負担	2 割負担	3 割負担
身体 1 生活 1 事Ⅱ 45 分か ら 60 分	340 円	680 円	1,020 円
通院等乗降介 助 事Ⅱ 1 回	107 円	214 円	321 円

実際の請求額は、提供したサービス内容、回数、加算、負担割合その他制度上の取扱いにより異なります。
介護予防訪問介護相当サービスの算定は、いわき市が示す取扱いに従います。

第 9 条 支払方法

利用料は月ごとに計算し、利用月の翌月に請求します。

利用者は、請求書の内容を確認のうえ、事業者が定める方法により支払います。

口座振替、現金その他の支払方法の詳細は、別途定めるものとします。

第 10 条 サービスの中止及び変更

利用者は、体調不良、通院、家庭事情その他やむを得ない理由がある場合は、サービスの中止又は変更を申し出ることが出来ます。

事業者は、可能な範囲で日時変更等の調整を行います。

保険外の対応や実費負担が必要となる場合は、事前に利用者へ説明し、同意を得ます。

第 11 条 サービス提供記録

事業者は、サービス提供の都度、その内容、提供日時、担当者名その他必要事項を記録します。

利用者又は家族は、事業者に対し、当該記録の閲覧又は写しの交付を求めることができます。

事業者は、関係法令に基づき、必要な記録を適切に保存します。

訪問介護事業所は、運営上の重要事項の備付けや記録整備が求められています。

第 12 条 緊急時の対応

事業者は、サービス提供中に利用者の病状急変その他緊急事態が生じた場合は、主治医、家族、医療機関、救急機関
その他必要な機関へ速やかに連絡し、必要な措置を講じます。

利用者は、緊急連絡先、主治医その他必要な情報をあらかじめ事業者へ届け出るものとします。

第 13 条 事故発生時の対応

事業者は、サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じ、利用者の家族等に連絡します。

事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、再発防止に努めます。

事業者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、誠意をもって対応します。

事故発生時には、家族等への連絡と記録が運営基準上求められています。

第 14 条 苦情処理

事業者は、利用者からの相談又は苦情に対し、迅速かつ適切に対応します。

苦情受付の内容、対応経過及び処理結果は記録します。

利用者は、事業者のほか、市町村、国民健康保険団体連合会その他の相談窓口にご相談することができます。

サービス相談窓口

電話番号 0246-32-7200

担当者 菊田さゆり

受付時間 月曜日から金曜日まで 午前 8 時から午後 6 時まで

時間外は転送電話により対応します。

いわき市相談窓口

いわき市役所介護保険担当窓口

電話番号 0246-22-7467

福島県国民健康保険団体連合会

電話番号 024-528-0040

平地区地域包括支援センター

電話番号 0246-22-1174

第 15 条 秘密保持及び個人情報の取扱い

事業者及びその職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしません。

この義務は、本契約終了後も継続します。

事業者は、サービス担当者会議、関係機関との連絡調整、事故対応、緊急時対応その他サービス提供に必要な範囲で個人情報を使用することがあります。

この場合は、別途、個人情報使用同意書により必要な同意を得るものとします。

訪問介護事業所の秘密保持は運営基準で定められています。

第 16 条 虐待防止等

事業者は、利用者の尊厳保持のため、虐待の発生又はその再発を防止するための体制整備を行います。

事業者は、虐待防止のための指針整備、研修実施、委員会開催その他必要な措置を講じます。

訪問介護事業所は、虐待防止のための措置を講ずることが運営基準上求められています。

第 17 条 身体拘束等の適正化

事業者は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

やむを得ず行う場合は、その理由、時間、態様等を記録し、利用者又は家族に説明します。

第 18 条 ハラスメント防止

利用者及び家族は、職員に対する暴言、暴力、著しい迷惑行為その他サービス提供の継続に支障を及ぼす行為を行わないものとします。

事業者は、これらの行為が継続し、信頼関係の維持が困難となった場合は、関係機関と連携のうえ対応を協議します。

第 19 条 契約の終了

次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を終了します。

利用者が契約終了を申し出たとき。

利用者が死亡したとき。

利用者が施設へ入所し、又は長期入院したとき。

利用者が要介護認定、要支援認定又は事業対象者としての資格を失ったとき。

事業者がやむを得ない事情により事業を廃止又は休止したとき。

利用者又は家族との信頼関係の維持が困難となったとき。

介護予防訪問介護相当サービスの終了や変更は、いわき市の総合事業の取扱いにも基づきます。

第 20 条 利用者からの解約

利用者は、事業者に対し、解約希望日を記載した書面又は口頭による申出により、いつでも本契約を解約することができます。

ただし、事業者は、後任事業者との引継ぎその他必要な調整に協力します。

第 21 条 事業者からの解除

事業者は、利用者が正当な理由なく利用料を長期間滞納し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず支払わない場合、又は利用者若しくは家族による著しい迷惑行為によりサービス継続が困難である場合は、本契約を解除することができます。

この場合、事業者は、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他関係機関と連携し、利用者に不利益が生じないよう配慮します。

第 22 条 損害賠償

事業者又は利用者は、本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

ただし、やむを得ない事情による場合は、この限りではありません。

第 23 条 協議事項

本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨に従い、利用者及び事業者が誠意をもって協議し解決するものとします。

第 24 条 契約書の保管

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、利用者及び事業者が各 1 通を保有します。

本

契

利

住

氏

家

住

氏

続

事

住

事

事

代